

## 新法紹介

- 1 「個人情報越境移転標準契約弁法」
- 2 株式発行登録制の全面的実施に関する関連規則
- 3 「国务院機構改革方案」
- 4 「上海市就業促進条例」

### 1. 「個人情報越境移転標準契約弁法」

国家インターネット情報弁公室（CAC）は、2023年2月24日付けで、部門規則である「個人情報越境移転標準契約弁法」（以下「本弁法」という。）を公布した。本弁法では、本弁法の適用要件、所管部門への届出の要求、契約のサンプル等が規定され、安全評価審査の申告要件を満たさない個人情報の越境活動に対する規制が本格的に始動することになる。

まず本弁法の適用要件に関しては、中国域外へ個人情報を提供する場合に中国域内の個人情報処理者と中国域外の提供先との間で標準契約を締結するルートを採用する場合に適用され、且つ個人情報処理者について以下の要件をいずれも満たさなければならない。①重要情報インフラ運営者（CII）でないこと、②処理する個人情報が100万人分を越えていないこと、③前年度1月1日より、中国域外へ提供した個人情報の数が累計で10万人分を超えていないこと、④前年度1月1日より、中国域外へ提供したセンシティブ個人情報の数が累計で1万人分を超えていないこと。

次に所管部門への届出の要求について、個人情報処理者は個人情報を越境移転する前に個人情報保護の影響評価（PIA）を実施しなければならない。個人情報処理者は、標準契約が発効した日から10営業日以内に、当該標準契約並びにPIAの報告書をもって所在地の省レベルのインターネット情報部門にて届け出ることが求められる。また、標準契約の有効期間中、①域外へ提供する個人情報の目的、範囲、種類、センシティブの程度、方法、保存場所又は域外移転先が個人情報を処理する用途、方法が変わった場合、又は個人情報の保存期間を延長する場合、②域外移転先の所在国又は所在地区における個人情報保護の政策及び法令にて個人情報の権益に影響しうる変更が発生した場合、③その他の個人情報の権益に影響しうる場合、のいずれかが発生した場合、個人情報処理者は改めてPIAを実施した上、補充契約を締結し又は新たな標準契約を締結し、且つ相応の届出手続を履行する必要があるとされている。

なお、去年7月に公開された本弁法の意見募集稿と比べ、個人情報処理者は越境移転のデータ量を分けること等の手段を使って、法に基づく越境移転安全評価を回避し、標準契約締結の形で個人情報を越境移転してはならないと明記されている。

最後に、本弁法は2023年6月1日に施行予定であり、更に施行日か

ら6ヶ月間の是正期間が設けられている。そのため、中国域外との間で個人情報の越境活動を行う場合、当該是正期間内において個人情報処理者が本弁法に合致しない個人情報越境移転の行為を是正しなければならない。

URL：[http://www.cac.gov.cn/2023-02/24/c\\_1678884830036813.htm](http://www.cac.gov.cn/2023-02/24/c_1678884830036813.htm)

（国家インターネット情報弁公室2023年2月24日公布、同年6月1日施行）

### 2. 株式発行登録制の全面的実施に関する関連規則

中国证券监督管理委员会（中国証監会）は、2023年2月1日、株式発行登録制の全面的実施に関する「新規公開株（IPO）の登録管理弁法」等一連の関連規則の意見募集稿を公開し、それらの案について同年2月16日を締切期間として、パブリックコメントを募集していた。そして、中国証監会は、翌日の2月17日にそれらの一連規則の正式版を公布し、施行した。証券取引所、全国中小企業譲渡システム有限責任公司、中国证券登記結算有限責任公司、中国证券金融股份有限公司、証券業協会も同日にて登録制に対応する関連規則やルールを公開し、制度を健全化した。

今回、株式発行登録制の全面的実施とともに施行された規則・ルールは計165部で、そのうちの57部は中国証監会によって出され、残りの108部は証券取引所等によって公開されたものである。その内容は、発行条件、登録手続、保証推薦・引受、重大資産の再編、監督管理・法執行、投資者保護等各方面に及んでいる。特に以下の内容については、特に注目されている。

- ① 旧制度において会社に対して求められた上場の条件を簡素化・最適化し、認可制の下で規定された発行条件をできるだけ情報開示への要求に転換したこと、
- ② 登録の手続を完備し、中国証監会発行審査委員会及び上場会社買収再編審査委員会を廃止したこと、
- ③ 株式の販売引受制度を最適化し、新株の発行価格、規模等に対して行政的制限をすべて撤廃したこと
- ④ 上場会社の重大資産再編の制度を完備したこと
- ⑤ 監督管理及び法執行並びに投資者への保護に注力すること

これらの規則・ルールの実施によって、中国はようやく全面的な株式発行登録制の時代を迎えたといえる。

URL：<http://www.csrc.gov.cn/csrc/c100028/c7123213/content.shtml>

### 3. 「国务院機構改革方案」

第14期全国人民代表大会は、第1回目の全体会議にて「国务院機構改革方案」に関して審議し、その決定を可決した。今回の国务院機構改革は、科学技術、金融監督管理、データ管理、農村振興、知的財産権、高齢化対策などの重点分野における機構の職責の最適化と調整を目的とするものといえる。当該方案は、国务院の機構再編を巡り、合計13項目の改革措置を打ち出したが、主な内容は以下の通りである。

#### ① 科学技術部の再構築

ハイテク発展及び産業化計画及び政策の策定、国レベルの科技園地の建設、科技サービス業、技術市場、科技仲介組織の発展に対する指導等の具体的な管理職責を工業及び情報化部に移転し、また海外の知識人材の導入を担当する職責を人的資源社会保障部に移転する（いわゆる「外国専門家局」が人的資源社会保障部に移管される）。

#### ② 国家金融監督管理総局の設立

証券業以外の金融業界への監督管理を統一的に担当させるために、従来の中国銀行保険監督管理委員会を廃止した上で、国务院の直属機構として国家金融監督管理総局を設立する。金融グループ会社への日常的監督管理の職責及び金融消費者保護の職責を中国人民銀行から、投資者保護の職責を中国证券监督管理委员会から、それぞれ国家金融監督管理総局に移転する。

#### ③ 国家データ局の設立

データセキュリティの保持、業界データの監督管理、情報化発展、デジタル政府構築などの現行の活動構造の全体的な安定を前提に、データ資源の統合・共有と開発・利用の関連職責を集中させるため、国家データ局を設立する。国家發展改革委員会が管理する国家局として、データ基礎制度構築の調整・推進を担当し、デジタル中国、デジタル経済、デジタル社会の計画・建設を統一的に推進する。

#### ④ 国家知的財産権局を国务院直属機構に格上げ

国家知的財産権局を国家市場監督管理総局が管理する国家局（副部レベル）から国务院直属機構（正部レベル）に調整する。商標や特許などの分野における法執行の職責は引き続き市場監督管理総合法執行チームが担当する。関連法執行活動は国家知的財産権の専門的な指導を受ける。

#### ⑤ 中国证券监督管理委员会を国务院直属機構に調整

中国证券监督管理委员会を国务院直属事業単位から国务院直属機構に調整し、更に元々国家發展及び改革委員会が担当していた企業債券発行の審査・認可職責を中国证券监督管理委员会に組み込む。

URL : [http://www.gov.cn/xinwen/2023-03/11/content\\_5745977.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2023-03/11/content_5745977.htm)

(全国人民代表大会2023年3月10日公布、同日施行)

### 4 「上海市就業促進条例」

上海市人民代表大会は「上海市就業促進条例」を2023年2月25日付けで公布し、同年3月1日から施行した。当該条例は、計11章、81条から構成され、政策支援、起業支援、雇用平等、就業のためのサービス・管理、職業教育・訓練などの内容を含んでいる。同条例では、①使用者が性別を理由に、女性応募者を拒否し、又は女性応募者に対する雇用基準を引き上げてはならないこと、②労働契約書、サービス契約書及び社内規則の中において女性従業員の結婚、生育等の権利を制限すると定めてはならないこと、③労働者が伝染病病原体の保有者であること又は伝染病を患ったことを理由に雇用を拒否してはならず、労働者が伝染病を患っていることを理由に労働契約を解除してはならないことが明確にされた。

URL : <http://www.spccs.sh.cn/n8347/n8467/ulai252760.html>

(上海市人民代表大会2023年2月25日公布、同年3月1日施行)

具体的な事案に関するお問い合わせ／配信申込・停止申込✉メールアドレス : [info\\_china@ohebashi.com](mailto:info_china@ohebashi.com)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。